

Sシリーズ

『民法Ⅰ——総則〔第4版〕補遺

2018年10月  
ISBN 15949-5

第2刷を発行するにあたり、2018（平30）年6月に成立した成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の改正、および、それに伴う関連法の改正（施行日は2022年4月1日）について新たに織り込んだほか、いくつか表現上の修正を施した。主なものを掲げる。

11頁5～9行目を以下のように修正する（主な変更箇所を下線を引く）。

しかし、その後矢継ぎばやに、成年後見法制（1999（平11）年）、担保法制（2003（平15）年）、根保証（2004（平16）年）。併せて、民法典の条文の表記を現代語化した）、法人法制（2006（平18）年）、相続法（2018（平30）年。原則、2019年7月までに施行）の改正がされてきた。

（c）債権関係法の改正 特筆すべきは、契約法を中心に債権

43 頁 2～5 行目を以下に差し替える（主な変更箇所を下線を引く）。

(1) 意義 2018（平 30）年の成年年齢に関する民法改正により，18 歳未満の者が未成年者とされた。未成年者は意思能力がないか（幼児の場合），あっても取引に必要な判断能力が十分でないので，制限行為能力者とされている。なお，同改正で 18 歳にならなければ婚姻できない（731 条）とされたことに伴い，未成年者も婚姻すると成年者とみなされるとしていた 753 条は削除された。

272 頁 19 行目からの一文について，冒頭を次のように修正する（下線部を加える）。

判例も，近時，後訴で残部を請求した事案で，明示の一部請求の訴えの提起は，

274 頁 21～24 行目を次のように修正する（下線部を参照のこと）。

判例の考え方は，債務者は事情変更による仮差押命令の取消しを求めることができるとするものの，この場合に限り永続的な時効の完成猶予を認めることにもなりかねず，仮差押えだけを特別に強力な完成猶予事由とするものであって，妥当でないと思われる。

281 頁「4 時効の完成猶予・更新の効力が及ぶ者の範囲」の第一パラグラフを以下に差し替える（主な変更箇所を下線を引く）。

153 条は、①裁判上の請求等（147 条）または強制執行等（148 条）による時効の完成猶予または更新、②仮差押え・仮処分（149 条）、催告（150 条）、協議を行う旨の書面による合意（151 条）による時効の完成猶予、③承認による時効の更新（152 条）について、その「事由が生じた当事者およびその承継人の間においてのみ、その効力を有する」とする（153 条 1 項～3 項）。

282 頁 8～17 行目を以下に差し替える（主な変更箇所を下線を引く）。

しかし、人的範囲説が妥当する具体例を見出すことはできない。判例も、先の例で物上保証人による被担保債権の消滅時効の援用を認めない（最判平 7・3・10 判時 1525 号 59 頁）。その理由として、これを認めると担保権の付従性に抵触し、民法 396 条の趣旨にも反するという。もっとも、この判例の理由づけは当該事案限りのものであるから他の事案への応用はきかない。したがって、これらの規定（153 条 1 項～3 項）は時効の完成が猶予されたり更新されたりする権利の範囲（物的範囲）についての原則と、時効の完成が猶予されたあるいは時効が更新された権利が承継された場合について規定したものであると解すべきである（物的範囲説）。

295 頁 3 行目からの一文を下記のように修正する（下線部を参照のこと）。

そこで，判例は，自動継続定期預金の預金者が解約の申入れをするなどして，それ以降自動継続の取扱いがされることのなくなった満期日が到来した時が起算点になるとしている（最判平 19・4・24 民集 61 卷 3 号 1073 頁）。

296 頁表 13 の「権利の種類」の列中「債権」の最後の項目に次のように補う（下線部を参照のこと）。

確定判決または確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利（169 条 1 項）

（以上）